

「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の骨子

第9期計画の構成

1 総論

計画策定の趣旨、計画期間、取り巻く現状、基本理念、基本方針など

2 高齢者保健福祉計画

全ての高齢者を対象とした、保健福祉事業全般に関する総合的な計画。
計画の目標を達成するための取組内容などを示す。

3 介護保険事業計画

要介護（要支援）認定者や要介護状態等になるおそれのある高齢者等を対象とした介護（介護予防）サービス、地域支援事業の見込みを明らかにする事業計画。

介護給付等対象サービスの利用量や給付費、地域支援事業の提供量の見込みなどを示すとともに、介護保険料の設定を示す。

取組の方向性

○国の示す制度の方向性

- ・次期計画期間中には、団塊の世代が全員 75 歳以上となる令和 7（2025）年を迎えることになる。
- ・また、高齢者人口がピークを迎える令和 22（2040）年を見通すと、85 歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。
- ・さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を優先順位を検討した上で、介護保険事業計画に定めることが重要となる。
- ・令和 22（2040）年も見据えた中長期的な視点に立ち、第 6 期からの介護保険制度改革により整備等を図ってきた「地域包括ケアシステムの深化・推進」をさらに進めていく。



○第9期計画策定における滝川市が目指す優先課題

- ・「自立支援・重度化防止等の介護予防の取組の推進」
- ・「認知症本人・家族とともに生きる社会の実現」
- ・「介護人材の育成と確保」

<基本理念>

市民の介護予防意識や支え合いの意識を高め、高齢者が住み慣れた地域で、自立した日常生活を営み、安心して住み続けられるまちを目指します。

<基本方針>

- 1 高齢者の自立した日常生活を支援するため、介護予防等の取組を推進するとともに、生活支援サービスを充実します。
- 2 高齢者の住み慣れた場所での生活を支援するため、行政・事業者・地域住民がそれぞれの立場から支え合う仕組みづくりを推進します。
- 3 高齢者のニーズに応じた住まいが適切に提供されるように努めます。
- 4 高齢者が生きがいをもっていきいきと暮らすことができるように、高齢者の社会参加を促進します。
- 5 高齢者の住み慣れた地域での生活を支える介護サービス・介護予防サービスの充実を図ります。

○高齢者保健福祉計画の概要

1 自立支援、介護予防等の推進

- ①介護予防・日常生活支援総合事業 ②健康づくりによる介護予防の推進 ③その他の生活支援事業
④家族介護者への支援の充実

2 地域生活支援体制の整備

- ①地域包括支援センターによる支援 ②在宅医療・介護連携の推進 ③認知症施策の推進
④地域における支え合いの推進 ⑤介護人材の育成と確保 ⑥災害・感染症対策に係る体制整備

3 高齢者の住まいの支援

- ①高齢者の住まいに関する相談・情報提供 ②多様な住まいの確保 ③養護老人ホーム

4 社会参加と交流の推進

- ①高齢者の生きがいづくり ②高齢者の積極的な社会参加の促進

5 介護サービス・介護予防サービスの充実

- ①居宅介護サービス(介護予防サービス) ②施設介護サービス ③地域密着型サービス(地域密着型介護予防サービス)

○介護保険事業計画の概要

1 介護保険事業等の見込み

2 介護保険料について

3 介護保険事業の円滑な運営のために

第9期計画の構成・内容(案)

第8期計画からの変更箇所はコメントを付しております。

第1部 総論

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の法的位置付け
- 3 総合計画等との関係
- 4 計画期間
- 5 計画の策定体制
- 6 アンケート調査の実施

第2章 滝川市を取り巻く現状

- 1 介護保険制度の改正
- 2 高齢者等の現状と将来推計

第3章 計画の基本理念、基本方針、評価・公表

- 1 計画の基本理念
- 2 基本方針
- 3 重点目標
- 4 評価・公表

第2部 高齢者保健福祉計画

第1章 自立支援、介護予防等の推進

- 1 介護予防・日常生活支援総合事業
 - (1)介護予防・生活支援サービス事業
 - ① 介護予防・生活支援サービスの実施
 - ② 介護予防ケアマネジメントの実施
 - ③ 訪問型サービスC（短期集中予防サービス）の実施
 - (2)一般介護予防事業
 - ① 介護予防把握事業
 - ② 介護予防普及啓発事業
 - ア 介護予防講座
 - イ 高齢者運動推進事業
 - ウ 料理作りのつどい
 - エ 高齢者口腔ケア教室
 - オ 老人クラブ巡回相談
 - カ ますますげんき教室
 - ③ 地域介護予防活動支援事業
 - ア いきいき百歳体操教室
 - イ いきいき百歳体操サポーター養成講座
 - ウ 支えあい・いきいきポイント事業
 - エ 生きがいと健康づくり事業（老人クラブによる地域活動支援）
 - オ 自立支援短期宿泊事業

カ 介護予防サロン事業

- ④ 一般介護予防事業評価事業
- ⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業
- 2 健康づくりによる介護予防の推進
 - (1)障がい者等歯科保健医療サービス推進事業
 - (2)生活習慣病予防・介護予防に関する健康教育
 - (3)生活習慣病予防・介護予防のための訪問指導
 - (4)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業
- 3 その他の生活支援事業
 - (1)独居老人友愛訪問サービス事業
 - (2)食の自立支援事業（配食サービス）
 - (3)福祉除雪ヘルパーサービス事業
 - (4)緊急通報システム整備事業
 - (5)救急医療情報キット配付事業
 - (6)老人福祉電話貸与事業
 - (7)敬老特別乗車証事業
 - (8)老人特定目的住宅安否確認事業
 - (9)自立支援用具購入費等給付事業
 - (10)一時帰宅支援費給付事業
- 4 家族介護者への支援の充実
 - (1)家族介護用品支給事業
 - (2)リフト付きタクシー等利用料助成事業
 - (3)介護者サロン
 - (4)ケアラー支援

【新規】

第2章 地域生活支援体制の整備

- 1 地域包括支援センターによる支援
 - (1)介護予防ケアマネジメント
 - (2)総合相談・支援
 - (3)権利擁護
 - ① 成年後見制度の利用促進
 - ② 高齢者虐待防止の取組
 - (4)包括的・継続的ケアマネジメント支援
 - (5)地域ケア会議の推進
- 2 在宅医療・介護連携の推進
 - (1)日常の療養支援
 - (2)入退院の支援
 - (3)急変時の対応
 - (4)看取り
- 3 認知症施策の推進

「成年後見制度の利用促進」と
「高齢者虐待防止の取組」に分割

記載変更

(1) 認知症予防

- ① 認知症予防の普及啓発事業（認知症予防講座）
- ② 認知症予防事業
- ③ 安全運転を継続するための認証予防の取組

(2) 認知症の早期発見と対応

- ① 認知症初期集中支援チームの運営・活用の推進
- ② 認知症地域支援推進員の活動の推進
- ③ 物忘れ相談の推進

(3) 認知症になっても地域で安心して暮らせる取組

- ① 認知症ケアパスの普及
- ② 認知症サポーター養成事業
- ③ 滝川市徘徊（はいかい）高齢者等SOSネットワーク事業
- ④ はいかい高齢者等位置検索システム助成事業
- ⑤ 認知症カフェ支援事業
- ⑥ 認知症本人・家族とともに行う活動

第2部第1章3(9)より移動

記載変更

4 地域における支え合いの推進

(1) 生活支援体制整備事業

(2) ボランティア活動の支援・推進体制の整備

(3) 地域見守り活動の推進

- ① 滝川市高齢者・障がい者虐待防止ネットワークの充実
- ② 高齢者見守り安心ネットワーク事業の充実
- ③ 地域福祉活動推進支援事業の推進
- ④ ふれあい電話

5 介護人材の育成と確保

6 災害・感染症対策に係る体制整備

第3章 高齢者の住まいの支援

記載変更

- 1 高齢者の住まいに関する相談・情報提供
- 2 多様な住まいの確保
- 3 養護老人ホーム

第4章 社会参加と交流の推進

1 高齢者の生きがいづくり

(1) 老人クラブの活性化

(2) 敬老事業の実施

2 高齢者の積極的な社会参加の促進

第2部第1章1(2)③高齢者の雇用対策を統合

第5章 介護サービス・介護予防サービスの充実

1 居宅介護サービス（介護予防サービス）

(1) 訪問介護

(2) 訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）

- (3)訪問看護（介護予防訪問看護）
- (4)訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）
- (5)居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）
- (6)通所介護
- (7)通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）
- (8)短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）
- (9)短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）
- (10)特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）
- (11)福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）
- (12)特定福祉用具販売（特定介護予防福祉用具販売）
- (13)住宅改修（介護予防住宅改修）
- (14)居宅介護支援（介護予防支援）
- 2 施設介護サービス
 - (1)介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
 - (2)介護老人保健施設
- 3 地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービス）
 - (1)地域密着型通所介護
 - (2)小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）
 - (3)認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）

市内にサービス事業所がないため、介護
医療院・介護療養型医療施設を削除

市内にサービス事業所がないため、認知
症対応型通所介護を削除

第3部 介護保険事業計画

第1章 介護保険事業等の見込み

- 1 日常生活圏域の設定
- 2 介護サービス・介護予防サービスの利用量の見込み
 - (1)利用者数
 - (2)提供量
- 3 介護サービス・介護予防サービスの介護保険給付費の見込み
- 4 地域支援事業の見込み
 - (1)第9期計画で見込む地域支援事業の内容
 - (2)地域支援事業費の見込み
- 5 特別給付等

第2章 介護保険料について

- 1 介護保険料の設定
- 2 介護保険料の算定
 - (1)介護保険料収納必要額の算定
 - (2)介護保険料基準額の算定
 - (3)介護保険料の所得段階の設定
- 3 介護保険料の将来推計

第3章 介護保険事業の円滑な運営のために

- 1 介護保険制度への理解と啓発の促進
- 2 介護保険サービスの量的確保
- 3 地域支援事業の確保
- 4 適正な介護認定の推進
- 5 保険者機能の強化
- 6 介護給付の適正化
- 7 低所得者の負担軽減対策の実施